

## ○狛江市地域自立支援協議会設置要綱

平成 22 年 3 月 31 日要綱第 19 号

改正

平成 24 年 3 月 28 日要綱第 28 号

平成 25 年 4 月 11 日要綱第 70 号

平成 25 年 6 月 21 日要綱第 102 号

平成 25 年 9 月 10 日要綱第 122 号

平成 26 年 12 月 16 日要綱第 150 号

令和 2 年 12 月 24 日要綱第 151 号

### 狛江市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」と

いう。）第 89 条の 3 の規定に基づき、障がい者及び障がい児の地域における基本的人権を享有する個人としての尊

厳にふさわしい生活を支援するため、相談支援事業を適切に実施し、地域の関係機関のネットワークの構築を図る

とともに、地域の課題を整理し、解決に向け、その方策を協議する場として、狛江市地域自立支援協議会（以下「

協議会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

(2) 地域の社会資源の開発及び活用に関すること。

(3) 困難事例の支援のあり方に対する協議及び調整に関すること。

(4) 障がい者及びその家族等が地域社会において基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活

を営むにあたっての課題及びその解決策に関すること。

(5) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する者をもって組織し、委員の定数は、15 名以内とする。

(1) 法第 29 条第 1 項に定める障害福祉サービス事業者

(2) 法第 51 条の 14 第 1 項に定める指定一般相談支援事業者又は法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に定める指定特定

相談支援事業者

(3) 保健・医療関係者

- (4) 教育・療育関係者
- (5) 識見又は知見を有する者
- (6) 障がい者、障がい者（児）の家族又は障がい者団体関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、前条各号に掲げる所掌事項について協議を行った内容を、委員の所属する機関で共有し、地域の課

題の解決に向けた必要な取組を行うものとする。

(協議会の議事)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決については、出席委員の過半数で決し、可否同数のと

きは会長の決するところによる。

6 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、個人情報等に関する事項を協議するときは、会議の全部又は一

部を公開しないことができる。

(検討会議)

第5条 会長は、次に掲げる事項を検討するため、検討会議を設けることができる。

(1) 第2条各号に掲げる所掌事項に係る検討すべき案件を整理すること。

(2) 次条に規定する専門部会で議論された事例を検討すること。

(3) その他会長が必要と認める事項を検討すること。

2 次項第1号に規定する者は、前項各号に掲げる事項の検討結果を協議会に報告するものとする。

3 検討会議は、障害福祉サービス等事業所連絡協議会の推薦に基づく第1号及び第2号に掲げる者並びに第3

号及び第4号に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命した8名以内のものをもって組織する。

(1) 協議会の委員が所属する組織の職員

(2) 障害福祉サービス事業所の職員

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

4 検討会議に幹事長及び副幹事長を置く。

5 検討会議の運営は、第3条第2項、同条第3項及び前条第2項から同条第6項までの規定を準用する。

(専門部会)

第6条 会長は、第2条に規定する所掌事項について必要な資料の収集、研究及び検討を行うため、必要に応じ

て協議会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、協議会の協議により別に定める。

(意見の聴取)

第7条 協議会及び検討会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求め

ることができる。

(個人情報の保護)

第8条 協議会、検討会議及び専門部会の委員及び前条に規定する出席者は、個人情報の保護に関する法律(平

成15年法律第57号)及び狛江市個人情報保護条例(平成13年条例第1号)の各規定を厳守するほか、協議会で取り

扱った個人情報等秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉相談課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月28日要綱第28号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年4月11日要綱第70号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則(平成25年6月21日要綱第102号)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成25年9月10日要綱第122号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年12月16日要綱第150号)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行に際し、改正前の狛江市地域自立支援協議会設置要綱によりなされた手続その他の行為は、

なお効力を有するものとする。

付 則(令和2年12月24日要綱第151号)

この要綱は、公布の日から施行する。